

令和 8 年度

事業計画書

社会福祉法人川西町社会福祉協議会

令和 8 年度事業計画

I 基本方針

近年、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。人口減少・少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化により、地域におけるつながりは希薄化し、住民の生活課題は多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰など、社会経済情勢の変化は、住民の暮らしにさらなる負担を与えています。

国においては、制度の狭間にある課題や複合的な困難を抱える人々を支えるため、分野横断的な支援を可能とする地域共生社会の実現が求められ、重層的支援体制整備事業などの取り組み進められています。川西町においても住民どおしの支え合いの弱まりや担い手不足が顕著となっており、地域全体で福祉を支える仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

こうした状況のもと、川西町社会福祉協議会は、「第 4 期川西町地域福祉活動計画（令和 8 年度～令和 12 年度）」を策定し、地域福祉の推進主体として、地域住民・関係機関・行政と連携しながら、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めてまいります。

地域における多様な生活課題に対応するため、相談支援体制の充実を図り、生活困窮、障がい、介護、子育てなどの相談に対して、早期発見・早期支援、関係機関との連携による包括的な支援、継続的な伴走支援を推進します。また、地域コミュニティの希薄化や担い手不足が進む中、ふれあい・いきいきサロンや地域交流の場づくりなど、住民主体の支えあい活動を支援し、地域福祉活動の担い手育成やボランティア活動の推進を図ります。

さらに、高齢化の進展に伴い、見守り、介護予防、訪問介護など高齢者が安心して暮らし続けられる環境づくりを進め、地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、地域全体で高齢者を支える体制を強化します。

あわせて、住民が必要な情報にアクセスしやすいよう、広報誌やホームページ、SNS 等を活用した情報提供を充実させるとともに、直接会場や協力団体法人に出向き顔の見える関係性を築いていきます。また、福祉に対する理解を深めるため、学校や地域における福祉教育、住民向けの福祉出前講座を推進し、継続してかわにし福祉ひろばを開催し、地域全体で支え合う意識の醸成を図ります。

さらに、地域福祉を担う組織としての専門性向上を図るため、職員の資質向上とキャリアアップを目的とした職員資格取得研修等支援事業を新たに実施し、専門性の高い人材育成と組織力強化を図ります。

これらの取り組みを通じて、住民・関係機関・行政と協働し、地域全体で支え合う体制の構築に努めてまいります。

II 重点事業

- ・「第4期川西町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づく地域福祉事業への取り組み
- ・生活困窮者自立相談支援や緊急食料提供など低所得世帯支援への取り組み
- ・介護保険の安定運営への取り組み
- ・本会の移転準備に向けた取り組み
- ・福祉団体連絡会の立ち上げ

III 具体的な事業

1 法人運営事業

(1) 会の運営

社会福祉協議会一般会費 一戸 1,200 円 7 月

社会福祉協議会特別賛助会費 一口 2,000 円 2 月

社会福祉協議会団体賛助会費 15,000 円 通年

きららクラブ川西、川西町身体障害者福祉協議会

○三役会 適宜

○理事会 年2回～3回開催（定期開催6月、3月）

業務執行に関する意思決定機関

○評議員会 年2回～3回開催（定期開催6月、3月）

法人運営の議決機関

○監査 事業報告・決算監査（6月）

経営状況の中間監査（11月）

○評議員選任・解任委員会 評議員候補者の審議（適時）

○川西町社会福祉推進委員会 適時

○苦情解決第三者委員会 適時

○法令遵守委員会 年2回

○感染蔓延防止委員会 年2回

○ハラスメント対策委員会 年2回

○虐待防止検討委員会 年2回

○身体拘束等適正化委員会 年4回

○業務継続計画推進委員会 年2回

○職員会議 適時

(2) 人材育成事業

職員資格取得研修等支援事業

介護職員初任者研修受講資金貸付事業

2 福祉団体活動支援

各種福祉団体事務局の受託

きららクラブ川西

川西町身体障害者福祉協議会

川西町ボランティア連絡会

川西町 YY ボランティアサークル

山形県共同募金会川西町共同募金委員会

3 相談事業

○心配ごと相談所

日常生活に関する相談全般に対し相談員が助言を行います。相談は無料です。

開催日時：第 1、3 水曜日（祝日及び年末年始を除く）午後 1 時 30 分～午後 4 時

場 所：公立置賜川西診療所 会議室

相 談 員：6 名（民生委員児童委員、人権擁護員、行政相談員）

○常設相談

心配ごと相談所開設時間以外の来所並びに電話相談について、職員が対応します。

日 時：毎週月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時

4 生活困窮者自立相談支援事業（県受託事業）

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、当該困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施することにより、生活困窮者の自立を促進します。また「住まいの相談窓口」を設置し居住問題の解決に向けた新たな役割に取り組んでまいります。

（1）相談窓口の開設

日 時：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時

場 所：川西町社会福祉協議会事務局

（2）自立相談支援員、住まい相談支援員を配置

（3）地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を行う支援会議を開催します。

（4）個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行う支援調整会議を必要に応じて随時開催します。

5 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯等に対し資金を貸付け、民生児童委員を通じ必要な相談援助を行いその世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。

資金の種類：総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金 他

貸付限度額：貸付利子などの貸付条件は資金種類によって異なります。

貸付フォローアップ事業：支援員 2 名配置

貸付フォローアップ支援員を配置し、コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の償還が継続的に行えるように支援します。

6 民生金庫貸付事業

生活困窮世帯の自立更生のため、他に借り入れの方法がなく支障あるときに応急的な生活資金として貸付します。

貸付額：50,000 円以内 利子：無利子 返済 10 ヶ月以内

7 善意銀行

民間から寄せられた善意の金品の預託を受け、必要な方に適切な払い出しを行います。一時的に車いすが必要になった方や、学校等での福祉教育の際に福祉関係用具を貸出します。また地域や子供会行事等で必要なイベント用品の貸出も行っています。

貸出機材：車いす、高齢者用手押し車、チャイルドシート、ジュニアシート、ポップコーン機、かき氷機

維持協力金：機材 1 台につき 1 回 500 円

【地域における公益的な取組】

(1) 車いす、高齢者用手押し車、チャイルドシート及びジュニアシートの無料貸出

(2) 生活困窮者支援緊急食料提供を実施

生活困窮世帯への緊急一時的な家計支援として食糧支援を行います。

8 福祉サービス利用援助事業（県社協受託事業）

高齢者や障がい者の判断能力が不十分な方に対して、権利擁護の視点から必要な福祉サービスの情報提供と利用支援を行います。

○利用契約の締結及び日常生活支援計画の作成

○生活支援員の派遣（情報提供、事務手続き、公共料金等の支払い）

○預貯金通帳、印鑑等の管理及び保管（金融機関の貸金庫利用）

9 家族介護教室事業（町受託事業）

高齢者を介護している家族及び近隣の援助者等、介護に関心のある方を対象に介護方法等についての知識及び技術を習得させるための教室を開催します。

生きがい交流館を会場に年 3 回開催 参加費：無料

10 地域介護予防活動支援事業 いきいきサロン（町受託事業）

高齢者の閉じこもり予防、仲間づくり及び生きがいづくりのため地域のボランティアと協働して気軽に参加できて交流ができるふれあいの場を提供します。

地区公民館、集会所などを会場に年間 6 回以上開催 参加費：実費

実施ボランティアグループへの助成

実施ボランティアグループ代表者研修の開催

11 身体障がい者ふれあいサロン事業（町受託事業）

身体障がい者同士がふれあうことにより、地域で暮らす障がい者の悩みの解消、生きがいづくりや社会参加の増進を図るとともに、地域における孤立防止を目的として川西町身体障害者福祉協議会と共に開催します。

生きがい交流館を会場に年間2回開催 自宅までタクシーで送迎 参加費：実費

12 放課後児童健全育成事業 のびのびクラブ（町受託事業）

保護者が働いていて昼間家庭にいない就学児童に対して、放課後生活の場を提供し、放課後児童支援員や補助員を配置することで児童の健全な育成を図ります。

入所者：小松小学校区内の小学生（1年生～6年生）

場 所：小松小学校学童クラブ教室

時 間：下校時～午後6時30分 平日保育（月曜日～金曜日までの登校日）

午前7時30分～午後6時30分 土曜保育（第1・3・5土曜日）

午前7時30分～午後6時30分 休日保育（夏休み、冬休み、春休み等）

13 子どもの居場所づくり事業

子ども食堂や地域食堂などの子どもの居場所づくりは、孤立や孤食を防ぐことができ、地域の世代間交流やコミュニティ形成につながる取り組みとして注目されていることから子どもの居場所づくりサポートセンターを設置運営します。

○子ども食堂の立ち上げ支援（衛生管理、助成金、保険加入など）

○食事を提供しない子どもの居場所の立ち上げ支援（学習支援、世代間交流など）

○町内の小学生を対象としたプレイルームかわにしの開催

○子どもの居場所づくり講座の開催（年3回）

14 福祉教育の推進

福祉教育に取り組む学校の活動を支援します。またボランティアに関心のある児童生徒の活動を指導・支援します。

15 福祉出前講座

社会福祉協議会の事業や地域の福祉活動、ボランティア活動等への理解を深めていただくための出前講座を実施します。

16 福祉座談会

住民のみなさまからいただいた社会福祉協議会会費やご協力いただいた赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の内容報告を行い、意見や質問をお聴きするために、地域の公民館等を会場に座談会を開催します。

17 かわにし福祉ひろば

地域住民の福祉への興味・関心・理解を広げるため、町内の福祉団体や施設と連携したイベントを開催します。

18 ボランティアの活性化に関する事業

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティア活動に関する相談、情報の収集、研修の機会の提供、その他のボランティアの活性化を目的としてボランティアセンターを運営します。

ボランティア保険加入促進

ボランティア活動に関する相談、コーディネート

ボランティア情報の収集、発信

(2) ボランティア活動推進事業

各地区ボランティア会への助成

傾聴ボランティアグループ「のぞみ」への活動支援

19 共同募金運動への協力

(1) 赤い羽根共同募金運動

募金目標 1戸 700円 募金依頼：9月15日～10月31日

法人募金（町内事業所） 募金依頼：11月1日～11月30日

募金方法：各地区社会福祉推進委員が事業所を訪問

(2) 歳末たすけあい募金運動

募金目標 1戸 500円 募金運動期間：11月15日～12月10日

対象者調査 民生委員児童委員による調査と、申請書全戸配布による申請書を平行して行う

配分方法 担当の民生委員児童委員が対象者へ訪問

配分金事業の内容

○慰問金の配分

生活困窮世帯（低所得者・要保護世帯）

川西町就学援助制度における準要保護として認定を受けている世帯の小・中学生

町内施設（障がい者グループホーム）

○おむつ券の配分

要介護認定者（介護度1～介護度5）でおむつを使用している者

(3) 川西町共同募金委員会の運営

20 共同募金配分金事業

配分金事業の内容

○老人福祉活動

- 各地区敬老祝賀会への助成（数え年 75 歳以上）
- 各地区で高齢の男性を対象にした料理教室を開催
- 子育て支援、児童・青少年福祉活動
 - 子どもの居場所づくりサポートセンターの設置運営
 - 子育てサロンへの助成（町内 3 グループ）
 - 各地区青少年活動の助成
 - YY ボランティアサークルへの活動支援
 - 町内小学校による総合学習
 - ボランティア活動協力校：置賜農業高等学校 除雪ボランティア
- 福祉育成・援助活動
 - 各地区社会福祉推進委員会事務費
 - かわにし福祉ひろばへの助成
- 広報・調査活動
 - 福祉だより「かけはし」を発行（年間 3 回）全戸配布
 - ホームページ及び SNS の更新
 - 福祉座談会の開催 会場：部落公民館等

20 訪問介護等事業

在宅介護の安定を図るため介護保険事業及び障害福祉サービス事業に取り組むと共に、要支援者等を対象とした生活機能の維持向上を図る総合事業を実施します。

（１）訪問介護事業

- サービス内容：身体介護・生活援助・介護相談等
- サービス提供日：年中無休
- サービス提供時間：午前 7 時～午後 9 時

（２）川西町介護予防・日常生活支援総合事業

○訪問型サービス

- サービス内容：身体介護・生活援助・介護相談等
- サービス提供日：年中無休
- サービス提供時間：午前 7 時～午後 9 時

○訪問型サービス A（訪問介護員、生活支援担い手）

- サービス内容：生活援助等及び自立生活支援のための見守りの援助
- サービス提供日：月曜日～金曜日（祝日及び 12/29～1/3 を除く）
- サービス提供時間：午前 8 時～午後 6 時

（３）障がい者総合支援事業

○居宅介護

- サービス内容：身体介護、家事援助、日常生活支援
- サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：午前 7 時～午後 9 時

○重度訪問介護

サービス内容：身体介護、家事援助、日常生活支援

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：午前 7 時～午後 9 時

(4) 生活援助員派遣事業

サービス内容：家事援助、相談、助言に関すること

サービス提供日：月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）

サービス提供時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

(5) 介護保険外サービス事業（訪問介護員）

サービス内容：家事援助、通院介助、相談、助言に関すること

サービス提供日：月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）

サービス提供時間：午前 8 時 30 分～午後 6 時

(6) 介護人材育成

介護職員初任者研修受講資金貸付事業

介護職員研修会 毎月定例開催

21 居宅介護支援事業

介護認定を受けた方に対し、自宅においてできる限り自立した生活が行えるよう、サービス提供関係機関と連携を図り、必要なサービスを調整します。

サービス提供日：月曜日～金曜日（祝日及び12/29～1/3を除く）

サービス提供時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

会 議：自立支援地域ケア会議（年2回）、

町ケアマネジャー管理者会議（年1回、適時）

研 修：ケアマネジャー等研修会（年6回）、多職種在宅医療勉強会（年3回）、

在宅医療講習会（年2回）、他法人との合同事例検討会（年2回）

サービス内容

(1) 介護認定の申請代行

(2) 認定調査の実施

(3) 事業所・施設等との連絡調整

(4) 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成

(5) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

(6) 住宅改修・福祉用具購入の相談助言、申請代行

(7) 介護保険施設・その他の施設の紹介